

# 各種計画(素案)に関する皆さんの意見を募集します

## ①地域福祉計画・地域福祉活動計画 (令和3~7年度)

概要	地域福祉を推進するための理念や方向性を示した計画
----	--------------------------

## ②障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画(令和3~5年度)

概要	障がい者施策全般の方向性を決め、サービスの拡充と提供における方策を示した計画
----	--

### 共通事項

公表期間	12月10日(木)~1月8日(金)
公表場所	●市役所(福祉課、市政資料コーナー)、スカイワードあさひ、東部市民センター、渋川福祉センター、新池交流館ふらっと、多世代交流館いきいき、図書館、各公民館、市社会福祉協議会(保健福祉センター内。①のみ) ●ホームページでも閲覧可
意見の提出方法	公表期間中に①計画名②住所③氏名・ふりがな④意見を記入して郵送、ファクス、メールか直接(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分~午後5時15分。様式不問。電話不可)
その他	●提出された意見は内容を検討し、計画策定の参考とします ●意見に対して個別に回答はしませんが、意見の概要とそれに対する市の考え方はホームページなどで公表します

提出・問い合わせ先(〒488-8666住所不要)

①市役所福祉課福祉政策係 ☎76-8139 ②市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142  
FAX. 52-3749、✉fukusi@city.owariasahi.lg.jp

お忘れでは  
ありませんか

## 新入学用品費(入学準備金)の申し込み

小中学校就学援助事業として、新入学用品費(入学準備金)を令和3年4月入学予定の児童・生徒を持つ保護者で下記に該当するかたに支給します。

入学準備金	入学予定児童・生徒1人につき●小学校/51,600円●中学校/60,000円
対象者	令和3年4月に国公立および尾張旭市立の小・中学校入学予定の児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当するかた ●生活保護停止または廃止になった●市民税が非課税または減免を受けた●個人の事業税の減免を受けた●固定資産税の減免を受けた●国民年金保険料の免除を受けた●国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けた●児童扶養手当の支給を受けた●生活福祉資金貸付制度による貸し付けを受けた●日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者●その他、経済的に困窮していると教育委員会が認めた
申し込み方法	12月25日(金)までに①申請書(教育行政課で配布)②振込先の口座番号が分かるもの③対象となることが分かる書類④印鑑を持参の上、教育行政課に直接(現在小学6年生で就学援助を受けているかたは申請不要)
注意事項	●入学する年の3月末日以前に新入学予定の児童・生徒が市外へ転出する場合は申請不可●入学する年の4月に私立の小・中学校に入学する場合は申請不可●他の市区町村の制度で同様の支給を受けた場合は支給不可●入学前の支給を受けられなかった場合でも4月中に認定されれば5月に支給●令和2年1月2日以降に市内に転入してきた場合は、前住所地の自治体などが発行する証明書類が必要
その他	●経済的に困窮している児童・生徒の保護者に、就学にかかる費用を援助する制度もあり(申請の翌月分から適用)●新型コロナウイルス感染症の影響などにより、家計が急変したかたについてもお気軽にご相談ください



申し込み・問い合わせ先/市役所教育行政課庶務係 ☎76-8176